１／２１（火）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　　１月２１日（火）　16時00分

発表項目 （行事名）	檜山振興局管内における 特別交付税（３月交付分）の繰上げ交付について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	総務省において、今冬の大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、３月に交付されるべき特別交付税の一部を繰り上げて交付されることが決定されました。 檜山管内の概要は、別紙資料のとおりです。		
参考			

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 （連絡先）	檜山振興局地域創生部地域政策課　主幹（地域行政） 兼市町村係長　中村 TEL　0139-52-1269

檜山振興局管内における
特別交付税（３月交付分）の繰上げ交付について

令和７年（2025年）１月２１日（火）
北海道檜山振興局地域創生部地域政策課

総務省において、今冬の大雪等により多大な被害を受けた町に対し、地方交付税法第１６条第２項の規定に基づき、３月に交付されるべき特別交付税の一部が繰上げ交付されることが決定されました。その概要は次のとおりです。

１　管内の繰上げ交付対象団体及び繰上げ交付額

（単位：百万円）

交付対象団体名	繰上げ交付額
厚　沢　部　町	４５
今　　金　　町	５３
せ　た　な　町	９６
管　　内　　計	１９４

※ 特別交付税３月交付額の過去５ヶ年平均額を基礎としてその３割を交付

＜交付要件＞
令和６年11月１日から令和７年１月13日までの積雪深を足し合わせた値が10m（積雪積算値が1,000cm・day）超、かつ、前年度比1.5倍以上又は平年度比1.28倍以上の市町村

〈参考～道内・全国の繰上げ交付対象団体及び繰上げ交付額〉
道内：３市３２町６村 計４１団体に２，６２５百万円が交付される。
全国：１１道県内４１市６６町１７村 計１２４団体に１６，６３８百万円が交付される。

２　交付日

令和７年（2025年）１月２２日（水）

３　その他

特別交付税の交付時期は、１２月及び３月（地方交付税法第１６条第１項）であるが、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付されるもの。

今回繰り上げて交付される額は、３月分の特別交付税交付額から控除される。